会 議 録

1 会議名

令和5年度第9回柿崎区地域協議会

- 2 議題(公開・非公開の別)
 - (1) 諮問事項(公開)
 - ・頸北斎場の管理の在り方について
 - (2) 報告事項(公開)
 - ・地域計画の策定について
 - まちづくりフォーラムの内容について
 - ・柿崎区地域協議会各種委員会からの活動報告
 - ・第3回上越市環境影響評価会議について
 - (3) その他(公開)
- 3 開催日時

令和5年12月19日(火)午後6時00分から午後7時11分まで

4 開催場所

柿崎コミュニティプラザ 3 階 305~307 会議室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

なし

- 7 出席した者(傍聴人を除く) 氏名(敬称略)
 - · 委 員:吉井一寛(会長)、白井一夫(副会長)、薄波清美、片桐宏樹、片桐充、 小出祥世、小山慶、中村誠、蓑輪和彦、吉村正
 - •福祉課:佐藤副課長、渡邉係長
 - ・事務局: 柿崎区総合事務所 小林次長、石澤次長、五十嵐産業グループ長、 田原建設グループ長、池田市民生活・福祉グループ長、 小林教育・文化グループ長、熊木地域振興班長、大場主査

8 発言の内容(要旨)

【小林次長】

- ・地域協議会の開会を宣言。
- ・岩野秀樹委員、貝谷雅子委員、武田正教委員の欠席を報告。
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数 以上の出席を確認、会議の成立を報告。
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第1項の規定により、会議の運営 は会長が行う旨を説明。

【吉井会長】

- •会長挨拶。
- 会議録署名委員に中村誠委員を指名。
- ・4 諮問事項(1)頸北斎場の管理の在り方について福祉課から説明をお願いする。

【佐藤副課長】

- ・諮問に入る前に頸北斎場の現状について少し説明する。頸北斎場については、 平成29年5月に柿崎区地域協議会から意見書をいただき、将来的な頸北斎場 の在り方については、更新を迎える時期に合わせて地域の皆さんの意見を踏ま え検討していくということを当時に回答している。
- ・また、現在建設を進めている新しい上越斎場の建設事業基本方針にも長寿命化 計画により、適正な維持管理のもとで、火葬需要ピークまでは使用することと し、その後の施設の在り方については、更新を迎える時期に合わせて、頸北地 域の皆さんの意見を踏まえ、検討するということを明記している。
- ・このことから、頸北斎場については、外壁工事、屋根工事を行っており、また、 毎年、火葬炉のメンテナンスを実施している。
- ・今後、火葬の需要ピークが令和 17 年から令和 21 年頃と予測しており、それまでの間を確実に使用できるように必要な修繕を行っていきたいと思っている。 その時期になったら皆さんの意見を伺って検討していくこととなっており、引き続き頸北斎場の適切な維持管理に努めるためご協力をお願いする。
- ・それでは、本日の諮問について説明する。本日は、新しい上越斎場が令和6年 12月に供用開始する予定となっており、令和6年3月の市議会に斎場条例の一 部改正を提案する予定としていることから、諮問するものである。

- ・上越斎場の条例は、平成 17 年の市町村合併の際に、上越斎場と頸北斎場を一体として、条例を改めたものであり、条例の一部改正にあたり、頸北斎場に係る規定も内容を整理させていただきたいと考えている。
- ・頸北斎場については、施設の運営や料金についての変更はない。一部住民等の 適用範囲を少し変更するものである。それでは資料に沿って説明する。
- ・資料「参考 現況の斎場条例」「別紙」により、頸北斎場の管理の在り方について説明。

【吉井会長】

委員の皆さんから何か質問等はないか。

【片桐充委員】

・別紙の1定義(第2条関係)の括弧内は何を指しているか。

【佐藤副課長】

・資料の現況の斎場条例をご覧いただくと第何条、第何条と条文が並んでいるが、そこのどこに当たるかということを記載したものである。

【片桐充委員】

- 理解した。
- ・もう1つ、諮問内容の5番の使用料が削除となるが、5番がなくなるということか。

【佐藤副課長】

・資料の現況の斎場条例をご覧いただくと、第5条、前条の規定により、と始まり、第2項として、「前項の規定にかかわらず、小動物等の火葬炉の使用に係る使用料については、使用開始後に納付するものとする。」という条文があるが、この条文を削除するものである。他の施設と同様に施設を使用する前に使用料を払ってもらうように変えるため、使用開始後に納付するという条文を削除するものである。

【片桐充委員】

「削除」はこのまま記載されるのか。

【佐藤副課長】

・最終的に条例になった時には「削除」は記載されない。今回、現在のものと新 しいものを比較した時に、新しい方には記載されないという意味で、「削除」 と記載したものである。

【片桐充委員】

5番がなくなるということは、今6番と示しているものが5番になるのか。

【佐藤副課長】

・第5条第2項を削除するのみで、第5条のすべてを削除するものではない。

【吉井会長】

・別紙の対比の資料は、今日、地域協議会に説明するために作った資料か。

【佐藤副課長】

・お配りした横版の資料は、地域協議会用に作ったものだが、議会へ提案する時は、縦版で現在とこれからを対比する資料の作りとなる。

【吉井会長】

・このような資料を見たことがない。今の条文に対して、この様な条文に変わる という形にした方が分かりやすい。

【佐藤副課長】

・新しい条文だけを示した方が良いということか。

【吉井会長】

・現況の条例をまず示して、これを変更して新しい条例はこうなると示していた だかないと分からない。

【佐藤副課長】

・横で比較ではなく、別に示すということか。

【吉井会長】

・横で比較である。

【佐藤副課長】

・全文を記載し、横で比較ということか。

【吉井会長】

・そうである。議会でも分かりにくいのではないか。

【佐藤副課長】

・議会資料のルールを基に本資料も作成したが、皆さんにとって分かりにくく申 し訳なかった。

【吉井会長】

・議会はこの方がいいのか。

【佐藤副課長】

・議会へ提案する時は、現在と変更後の対比の資料を作成することになっている。

【吉井会長】

- 理解した。
- ・私から質問である。諮問内容の4番の使用許可(第5条関係)について、火葬 される人が元々市内に住んでいたが、現在、市外に居て、申請者は県外に居る 場合は、使用料は1万円か。

【佐藤副課長】

・火葬される方も申請する方も市外に住んでいるため、使用料は3万円となる。

【吉井会長】

・火葬される方は、元々市内に住んでいたが、市外の特別養護老人ホームに入所 したため、住所が市外となり、申請者が県外の場合も使用料は3万円か。

【佐藤副課長】

・条例上は3万円の適用となる。ただし、使用料の減免という制度が別にある。 火葬される方が、介護保険施設に入所するために住所を市外に変更したが、引き続き上越市から介護保険証が発行される特例に該当する場合は、1万円に減額となる。

【吉井会長】

理解した。

【佐藤副課長】

・今の話のようなケースは、頸北斎場と上越斎場を含め年間1件くらいある。

【吉井会長】

・他に質問等はないか。

(なし)

・それでは諮問を受けたので、来月に答申を出す。これで福祉課の諮問事項を終 了する。

(福祉課退席)

【吉井会長】

・来月の地域協議会で答申についての採決をするため、答申のまとめ方について、

意見があれば、今日、意見を出していただくか、後日、事務局へ意見を出していただきたいと思うが、その点について意見等あるか。

(なし)

・今、意見等はあるか。

(なし)

- ・来月の地域協議会で答申内容について、皆さんにお示しし、協議いただきたい と思う。何か意見があったら事務局へ提出していただきたい。よろしいか。 (はい)
- ・それでは、諮問については、この様にまとめて答申することとする。
- ・次に5報告事項(1)地域計画の策定について、五十嵐産業グループ長から報告をお願いする。

【五十嵐産業グループ長】

・資料3により、地域計画の策定について説明。

【吉井会長】

・委員の皆さんから何か質問等はないか。

【吉村委員】

・今の説明で柿崎区は多いので3地区に分けて実施したいとのことだが、3地区はどこをどの様に分けるのか。

【五十嵐産業グループ長】

・今現在、一つは柿崎地区、川西地区、七ケ地区、もう一つは下黒川地区、もう 一つは黒川地区、黒岩地区の3地区に分けて開催したいと考えている。

【吉井会長】

・他に質問等はないか。

(なし)

・地域計画の作成の進捗状況は、地域協議会に報告していただけるか。

【五十嵐産業グループ長】

・主管課である農政課の計画では、計画ができた段階で、地域協議会に報告する と聞いており、時期については、まだ調整中だが、また追ってご案内させてい ただきたいと思っている。

【吉井会長】

- 了解した。
- ・片桐宏樹委員、質問等はないか。

(なし)

・中村委員は地域計画策定のメンバーに入っているか。

【中村委員】

・まだメンバーは決まっていないのではないか。

【石濹次長】

まだであり、これからご案内させていただく。

【吉井会長】

- ・他に質問等がないようなので、計画が決まったら説明をお願いしたい。
- ・次に(2)まちづくりフォーラムの内容について、岩野委員長、貝谷副委員長が欠 席のため、事務局から説明をお願いする。

【熊木班長】

・資料4により、まちづくりフォーラムの内容について説明。

【吉井会長】

- ・まちづくりフォーラムまであと2か月。このフォーラムは、地域協議会の4年間分の活動を報告する大事な機会になると思う。
- ・委員の皆さんから何か質問等はないか。

(なし)

・次に(3)柿崎区地域協議会各種委員会からの活動報告、みんなの保育園を考える会について、小山委員から報告をお願いする。

【小山委員】

・資料5により、区内4保育園の保護者を対象とした上越市保育園の適正配置等 に伴う意見交換会の結果について説明。

【吉井会長】

・委員の皆さんから何か質問等はないか。

【小出委員】

・民間移管ありきか。

【小山委員】

・皆さんの意見をいただいて検討するとのことであり決定ではない。

【小出委員】

・民間移管は良いところもあり、悪いところもあると思うため、他の民間移管の 保育園を参考に十分に協議いただきたいと思う。

【吉井会長】

・この後、節目、節目に行政側から説明していただけるか。

【小林次長】

・1月の地域協議会で幼児保育課が計画の概要について説明する予定となっている。

【吉井会長】

- ・上越市の保育園の統合は3地区あり、柿崎区地域協議会が意見書を市へ提出したことで、急速に進みだしたと思う。皆さんに感謝する。
- それでは次に移る。
- ・柿崎空き家活かそうプロジェクト会議について、養輪委員長から説明をお願いする。

【養輪委員長】

・資料6により、第33回柿崎空き家活かそうプロジェクト会議について説明。

【吉井会長】

- ・いよいよ設立に向けて大詰めとなってきた。
- ・委員の皆さんから何か質問等はないか。

(なし)

・次回のプロジェクト会議はいつか。

【養輪委員長】

・1月15日の設立準備委員会の結果を受けて、必要であれば開催する。

【吉井会長】

- 1月15日に向けて準備をお願いする。
- ・よろしいか。

(はい)

- それでは、空き家活かそうプロジェクトの報告を終わる。
- ・次に(4)第3回上越市環境影響評価会議について、小林次長から説明をお願いする。

【小林次長】

・資料7により、第3回上越市環境影響評価会議について説明。

【吉井会長】

・委員の皆さんから何か質問等はないか。

【小出委員】

・この答申案は、私がいろいろ質問させていただいたことについて、かなり取り 入れていただいた内容となっていると思う。この機会を利用して、良い方向に 進むようにお願いしたいと思っており、今後も情報共有をお願いしたい。

【吉井会長】

- ・他に質問等はないか。
- ・中村委員はどうか。

(なし)

・吉村委員はどうか。

(なし)

- ・それでは、上越市環境影響評価会議についての報告を終わる。
- ・報告事項はこれで終わりだが、全体を通じて質問等はないか。 (なし)
- ・それでは、6その他(1)会議の開催日程について、事務局から説明をお願いする。

【熊木班長】

- (1) 第5回明日へつなぐ事業検討委員会について説明
- (2) かきざき空き家利活用協議会第5回設立準備委員会について説明
- (3) 第10回柿崎区地域協議会について説明
- (4) 第3回まちづくりフォーラム実行委員会について説明
- (5) 第7回柿崎区地域協議会だより編集委員会について説明

【吉井会長】

・次に配付物について、事務局から説明をお願いする。

【熊木班長】

・柿崎区地域協議会だより第52号について説明

【吉井会長】

・まちみらい市民会議のチラシについて説明

- その他で皆さんから何かないか。(なし)
- ・それでは地域協議会をこれで閉会とする。

【白井副会長】

・地域協議会の閉会を宣言。 (午後7時11分閉会)

9 問合せ先

柿崎区総合事務所総務・地域振興グループ

TEL: 025-536-6701 (直通)

E-mail: kakizaki-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。